

職員の給与等に関する報告に当たって（談話）

平成25年10月17日

滋賀県人事委員会委員長 宮崎 君 武

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告を行いました。

人事委員会による給与勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

本年は、職員の給与と民間の給与を比較し、様々な角度から慎重に検討を行ったところ、月例給については公民較差が極めて小さく適切な改定が困難であること、また、特別給についても民間の支給割合とおおむね均衡していることから、給与改定を行う必要はないものと判断しました。そのため、本年は勧告を行わず、報告のみを行いました。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、県民の理解を得るものとして定着しており、職員の士気の高揚や有為の人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

本県においては、職員の給与について、厳しい財政状況を理由として、10年余の長きにわたり独自の減額措置が講じられ、また、本年7月からは、国の要請に基づく更なる減額措置が行われているところです。特に、本年7月から職員が実際に受ける給与額は、民間準拠による水準を大きく下回っており、これらの減額措置による職員の士気や家計、人材確保への影響は避けられず、その代償は極めて大きいと言わざるを得ないものであり、大変憂慮するところです。本委員会としては、職員の給与決定に当たっては、民間準拠による適正な給与が確保されるべきものと考えます。

県民各位におかれては、人事委員会勧告制度の意義ならびに県職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。